**特記仕様書**

１　業務委託概要

1. 業務番号　多保セ委 第64号
2. 業 務 名　多治見市民病院定期調査報告業務委託
3. 履行場所　多治見市前畑町3丁目43番地 　地内
4. 履行期間　契約締結日～令和7年12月12日

２　事業概要

　　多治見市民病院において、建築基準法第12条第1項に基づく定期調査報告業務を委託するもの。

【施設概要】

　　　・施設名称：多治見市民病院

　　　・竣工年月：平成24年6月

　　　・構造規模：RC造 地上7階地下1階

　　　・延べ面積：19,696.12㎡

【業務概要】

　　　・多治見市民病院定期調査報告業務　 … 1.0式

３　業務仕様

（１）検査者の資格要件

定期調査報告業務を実施する検査者は以下の資格を有した者とする。

1. 一級建築士（建築士法：昭和25年法律第202号による）
2. 二級建築士（建築士法：昭和25年法律第202号による）
3. 特定建築物調査資格者証の交付を受けている者（建築基準法：昭和25年法律第201号による）

（２）業務内容

受注者は、監督職員と協議して建築基準法第12条第1項に基づく定期調査報告業務に必要な検査を行い、検査結果をもとに作成した報告書を特定行政庁に提出すること。

１）検査方法

検査報告における点検項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表については、平成28年国土交通省告示第723号によるものとする。

　　　また、同告示の他下記の図書等を基に検査を実施すること。

ⅰ）国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン　最新版

監修　国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室

編集・発行　(一財）建築保全センター

　　　ⅱ）特定建築物調査業務基準　最新版

　　　　　 編集・発行　(一財）日本建築防災協会

ⅲ）建築保全業務共通仕様書及び同解説　最新版

監修　国土交通省大臣官房営繕部、

編集・発行　(一財）建築保全センター

　２）現地検査実施における注意事項

　　　① 作業日程・作業時間において、騒音の発生する作業等については、施設管理者および使用者の迷惑とならない時間帯に行うものとする。また、現場での作業については、作業日程、作業時間、作業内容を施設管理者および監督職員に連絡し、了解を得てから行うこと。

② 施設利用者に危険が及ばぬよう安全管理には万全を期すこと。

③ 高所での検査に際しては、ヘルメット・安全帯を着用する等、安全対策に十分配慮すること。

④ 現地検査にあたっては、常に社員証及び資格証を携帯し、自社の制服（作業服）又は名札を着用のこと。

３）受注者の負担の範囲

検査に必要な工具、計測機器等は全て受注者の負担とする。ただし、設備機器等に付随しているものについてはその限りではない。

４）関係官公庁への報告、手続き等

① 官公庁等への報告は受注者の責任において行う。また、報告の日程等については監督職員との協議により、その指示に従い実施するものとする。なお、報告は履行期間内に済ませることとする。

② 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

５）関連する法令、条例等の遵守

　　　受注者は、業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

６）修補

① 受注者は、監督員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。

②受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。

　７）その他

　　　緊急補修が必要な箇所が発見された場合は、速やかに監督員に報告すること。

４　資料の貸与及び返却

①発注者は、特記仕様書において貸与すると定める図面及び他関連資料（以下「貸与資料」という。）

を受注者に貸与するものとする。

②受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに監督職員に返却するものとする。

③受注者は、貸与資料の取扱いに細心の注意を払わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

④受注者は、 特記仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

⑤貸与資料は以下のとおりとする。

ⅰ）既存設計図書

ⅱ）既存関係法令各申請書等

　　ⅲ）直近の定期調査に係る報告書

ⅳ）消防設備保守点検結果報告書

ただし、防火設備等の閉鎖又は作動状況等は当該業務に含むものとし、受注者にて実施すること。

　　ⅴ）その他、監督職員が認めるもの

５　成果物

1. 提出物
2. 定期検査報告書（正１部、副3部　計4部）

　　　ⅰ) 定期検査報告書(建築基準法施行規則　別記第36号の2様式）

ⅱ）同概要書（同規則　別記第36号の3様式）

　　　ⅲ）検査結果表（国土交通省告示様式）

ⅳ）検査結果図（国土交通省告示様式）

　　　ⅴ）関係写真　（国土交通省告示様式）

1. その他

　　　ⅰ）一級建築士免許証、二級建築士免許証または特定建築物調査資格者証の写し

　　　ⅱ）その他監督職員の指示による

６　注意事項

（１）守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

また、成果品を発注者の許可なしに他のいかなる者に対して、公開、閲覧、複写、貸出、譲渡してはならない。

（２）著作権

設計図書および作成図面等に関する著作権は、市に帰属するものとする。

（３）環境配慮行動

受注者は、次の事項に留意し業務全般にわたり、環境配慮行動に努めるものとすること。

① 現地での移動及び運搬では、アイドリングストップ等の自動車排気ガスの低減に努めること。

② 事務連絡等については、電子メール及び電話等を使用し廃棄物の削減に努めること。

③ 調査に必要な消耗品等の購入については、パッケージ等の少ないもの、リサイクルの容易なものを優先するよう努めること。

④ 文房具及びその他消耗品についても再生品を優先利用し、グリーン購入に努めること。

（４）その他

① 受注者は、本市監督職員と緊密な連絡を図り、充分な打ち合わせを行って業務を遂行させるものとし、不明確な点は監督職員との協議により、その指示に従い実施するものとする。

　 ② 業務実施中に既存の構築物、道路等に損傷を与えた場合は、直ちに受注者の負担により復旧すること。

７　妨害又は不当要求に対する通報義務

①受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

②受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

以上